

社会福祉法人横浜博萌会
平成 29（2017）年度事業計画・予算

I 基本方針

- 1 利用児・者の人権を尊重し、健康・安心・安全の生活保障を目指す
- 2 高度・専門サービスの提供と更なるサービスの質向上を目指す
- 3 関係機関・施設等との緊密な連携により地域への貢献を目指す

II 平成 29（2017）年度の課題

1 法人機能の充実・発展

～社会福祉法改正への対応～

- (1) 経営組織のガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底
- (2) 評議員会の権限強化（議決機関としての位置付け）
- (3) 地域における公益的取り組みの促進強化

2 各施設の重点課題に対する積極的取り組みの推進

- (1) 横浜いずみ学園の多様化かつ広範化する新たな児童のニーズに対応する支援方策の確立と弾力的・効率的な運営システムの構築
- (2) 子どもの虹情報研修センターのチームアプローチ等高度・専門研修の効果的推進と今年度から義務化された「児童福祉司 SV 研修」の受託
- (3) 高齢者福祉センターの各事業における着実かつ効果的なサービスの向上への取り組みと処遇改善策の積極的推進による人材確保及び人材確保のためのキャリアアップ制度の確立

3 「川崎こども心理ケアセンターかなで」の本格的開設へ向けて

- (1) 6ユニット稼働に対応する組織体制の確立と人材確保
- (2) 職員養成と専門性向上へ向けた研修制度の確立
- (3) “かなで診療所”を通じた地域の小児精神科医療への貢献

III 理事会・評議員会の開催計画

- 1 第1回理事会 平成 29 年 04 月 拡大理事会（4 施設連絡会）
第2回理事会 平成 29 年 05 月 前年度決算及び事業報告等の検討
第1回評議員会 平成 29 年 06 月 定時評議員会：決算承認及び役員選任
第3回理事会 平成 29 年 07 月 拡大理事会（4 施設連絡会）
第4回理事会 平成 29 年 10 月 拡大理事会（4 施設連絡会）
第5回理事会 平成 30 年 01 月 拡大理事会（4 施設連絡会）
第6回理事会 平成 30 年 03 月 新年度予算及び事業計画等の検討・承認
- 2 その他、必要に応じ開催

IV 法人本部予算（案）の主な増減内容

- 1 収入では、経常的に発生する年間の本部運営経費を補填するものとして各施設からの繰入金制度により、本年度は 11,331 千円の本部運営維持のため繰入金収入を計上し、事業活動収入 748 千円との合計で 12,079 千円（対前年度比 +266 千円）
- 2 支出では、人件費（理事・監事・評議員の費用弁償、事務局職員給与）、事務費等で 9,574 千円（前年対比+226 千円）、子どもの虹土地取得資金借入金返済元金償還として 2,400 千円の合計 11,974 千円計上（前年比+226 千円）
資金収支差額 104 千円（前年対比△1 千円）

横浜いずみ学園
平成 29 年度事業計画 ・ 予算計画 の概要

1. 重点項目

1) 支援の強化

職員の増加と新任職員の採用を踏まえ、個々の力量を上げ、チーム全体の連携力の強化を図る。重篤なケースが増えているため、担当以外の職員が担当をフォローしていく体制づくりを進める。また、自立支援については、より幅の広い支援が必要とされる。自立支援コーディネーターを中心に他機関とのネットワークづくりを進めて、幅広い支援を展開していく。

2) 子どもの権利擁護

権利擁護についての意識を高く保つため、引き続き第三者委員を 3 名の先生にお願いし、子どもたちの話しを聞いていただく機会を設ける。第三者委員の意見を踏まえ、会議、申し送り等で検討し、子どもへの対応を改善していく。園長による権利擁護の研修も引き続き行っていく。

3) 職員の人材育成

新任の職員に関しては、外部施設研修や園内研修を行う。中堅職員の人材育成として、3 年間子どもの虹情報研修センターへの出向を行う。

4) 感染症の予防

引き続き、食の安全衛生面の強化、感染症の予防にも努める。

5) 県内の社会的養護施設等の心理支援センター的役割

児童養護施設の子どもたちの通所部門の利用や診療所への受診が増えている。今後も相談等の依頼を積極的に受け、県内の心理支援センター的な役割が担えるようになっていきたい。

6) 地域貢献

引き続き、横浜市、神奈川県をはじめとした地域の福祉施設、教育機関などに対して、当学園の知見を発信し、相互の研鑽を進めていく。

7) 広報誌の発行

現在までに 9 号を発行し、全国の情緒障害児短期治療施設、県内の関係機関、関係者等に配布した。

8) 施設の改修

平成 29 年度は職員増加に伴う職員室のレイアウト変更、現在の子どものニーズに合わせた面接室等の用途変更を行う。空調システムの一斉更新を行う。

2. 予算計画

平成 29 年度は、暫定定員 53 名、通所定員は 15 名となる予定である。職員待遇改善費が見込まれるため、確定した段階で、職員の給与の引き上げを行う。また、改修工事のため、支出が収入を 8 千 5 百万円弱上回る予定である。

平成29年度 高齢者福祉センター事業計画の概要

社会福祉法の改正により、社会福祉法人のコンプライアンスと経営の透明性が強く問われている。高齢者福祉センターは、開設20周年目を迎え、汲沢地域の福祉の核になるために、夢をもてる将来を構築していくことを目標として、平成29年度の重点項目を、次の通り定める。

- (1) 基本理念に基づき、時代と社会の流れを汲み、地域包括ケアの期待に応えられる施設として、センター組織体制の見直しと将来構想構築に取り組む。
- (2) 関係職員の連携、多職種協働の一体的な運営に努めると共に、職員一人ひとりの専門的質の向上を図り、研修参加を促進し、高度・専門サービスの充実に努める。
- (3) 「あたりまえの暮らし」を目指し、安心・安全で快適な生活環境の整備と老朽化対策を計画的に進める。
- (4) 適正、能力、資格等が反映される職員の賃金制度の見直しに向けて、キャリア形成を目指した研修体系の確立と適性・能力を評価できる仕組みとしてキャリア段位制度等の試行を始める。
- (5) 最低賃金や諸物価の値上げに見合った食費等諸経費の見直しを実施する。

【1】 しらゆり園

<基本目標>

「尊厳の保持」を基本とし、多職種との連携、協働の下、専門的なケアを実践し、地域や家族との結付きを大切にしながら、自身の価値観（生き方）が尊重される「あたりまえの暮らし」が送れるよう支援する。年間目標を「生活環境の整備と介護技術の標準化」とする。

<利用計画>（一日平均在籍者目標数）

- | | | |
|------------|------|-------------------|
| (1) 本入所定員 | 132人 | 目標数 129.4人(98.0%) |
| (2) 短期入所定員 | 8人 | 目標数 7.5人(94.0%) |

<重点課題>

(1) 生活の質の向上及び充実

- ア ご利用者の快適な生活・自立支援に向け、非日常から日常化へ、外出、買い物、調理等、家族や地域社会との触れ合いを通して季節感や潤いのある生活を実現する。
- イ 相談調整機能を強化し、家族及び家族の会との連携を深め、入所候補者の調査及びフォローを継続し、継続した在宅生活が維持できるよう外部事業者（主治医・居宅介護支援事業所・通所介護事業所・地域包括支援センター等）との連携により充実した短期入所介護及び在宅・入所相互利用（ベッドシェアリング）を提供していく。
- ウ 胃瘻ゼロ・骨折ゼロ・拘束ゼロ・褥瘡ゼロの取り組みを継続するとともに適切な排泄ケアのあり方を検討する。

(2) 安心・安全な暮らしづくり

- ア 心地良く安全に過ごせる生活環境（グループ変更・準個室化）を目指す。
- イ 職種間の連携と情報共有をはかるため介護ソフトの導入を検討し健康管理、感染症予防及び蔓延防止に努め、嚥下困難者への対応及び看取り介護の充実を図る。
- ウ 理学療法士と介護職が協働し、ご利用者の生活機能を生かした生活リハビリを実施し、機能の低下を予防する。
- エ 介護機器、設備を充実させ、事故発生時の迅速な対応を心掛け、「ヒヤリ・ハット事例」等から、事故原因の分析に努め、事故の早期発見、防止に努める。
- オ 利用者懇談会、「福祉モニター」「介護相談員」制度の継続及び「第三者評価」を受審し利用者の権利を擁護し、要望、希望、苦情に誠意を持って早期解決を図る。
- カ 口から食べて頂く事を大切に看護職、栄養士と協働の下、専門医の指導、歯科との連携をもとに口腔ケアを推進し、個別的な食事形態を含む栄養ケア計画を作成する。

(3) ケアの専門性の充実

- ア 認知症介護実践者・リーダー研修、喀痰吸引研修など専門研修の計画的受講を進め、ケアの専門性向上を図り、ケア方針の徹底を図る。
- イ 職員のキャリア形成を目指した研修体系の確立と職員の適性・能力を評価できる仕組みとしてキャリア段位制度を導入する。

【2】 ほほえみステーション

<基本目標>

高齢者、障害を持つご利用者の状況・特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援サービスを提供する。

<利用計画>

- ・介護サービス（予防含む） ・・・ 月平均 900 時間 （27年度 950 時間）
- ・障害者自立支援サービス ・・・ 月平均 340 時間 （27年度 177.5 時間）
- ・高齢者食事サービス ・・・ 1 日 18 食 （27年度 20 食）

<重点課題>

- ・ご利用者の意向、状態、介護者に配慮した柔軟できめ細やかな支援を行う。
- ・ヘルパー職員の知識と技術のスキルアップとサービス向上を図るため定期的に研修を実施する。
- ・高齢者食事サービスは提供数が減少しているが経費削減等の経営努力を図り継続実施する。

【3】 渋沢地域ケアプラザ

<基本目標>

センターの基本理念のもと、地域の誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心した生活が送れるように、地域福祉保健計画を地域と共に推進し、地域を支える地域包括ケアシステムの拠点施設として、信頼される総合的な福祉・保健・介護サービス等を提供する。

(1) 地域活動・交流事業：住み慣れた地域での、その人らしい生活を支援する。

<重点課題>

- ・連合町内会を単位とした「地区別計画」を推進する
- ・ケアプラザエリア内にある地域関係機関と連携し、地域の実情に即した事業展開をしていく。
- ・高齢者支援、子育て支援、世代間交流、障がい児・者支援など身近な総合支援を実施する。

(2) 生活支援体制整備事業：地域包括ケアシステム構築のため地域と共に事業展開する。

<重点課題>

- ・地域と共にまちづくりに取り組む。
- ・地域の生活支援体制整備につながる活動や事業をサポートする。

(3) 地域包括支援センター：地域包括ケアシステムの拠点施設としての機能を強化する

<重点課題>

- ・地域住民の様々な相談に応じ、適切な支援（包括的地域支援）を行う。
- ・地域の関係機関等との連携、地域ケア会議等の開催と権利擁護。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の適正運営

<利用計画>

- ・介護予防ケアプラン 月平均 172 人 （28年度 167 人）

(4) 指定通所介護事業（デイサービス）

<重点課題>

- ・利用者の自立促進・健康管理及びご家族の介護負担の軽減
- ・日中プログラムの充実
- ・介護福祉士の資格加算である『サービス体制強化加算Ⅰ（介護福祉士有資格者50%以上）』の継続に努め、職員のレベルアップの為の研修システムを構築する

<利用計画>

- ・通所介護 1 日平均人数 31. 0 人 （28年度 31. 0 人）

(5) 居宅介護支援事業

<重点課題>

- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、総合事業・介護予防ケアマネジメントや社会資源を取り込んだケアプランの作成

<利用計画>

- ・居宅介護月平均件数 163 人 （5人体制） （28年度 159 人）
- ・認定調査委託受け入れ 168 件（月平均14件） （28年度 120 件）

子どもの虹情報研修センター 平成29年度事業計画

1. 基本方針

- ア 虐待問題等対応機関職員の専門研修事業
 - イ 専門情報の収集・提供事業
 - ウ 専門相談事業
 - エ 子ども虐待等に関連した研究事業
- を行い、関係機関等職員の専門性の向上に努める。

2. 事業の特記事項

(1) 専門研修

- ア 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修義務化に伴う研修の再編
- イ 義務研修講師等養成研修
- ウ Webトレーニングとミニ講座の開設
- エ 児童福祉施設職員対象の研修
- オ 教育機関・児童福祉関係職員合同研修の定員拡大

(2) 専門情報の収集・提供

- ア 子ども虐待に係る図書・研究紀要等の収集に努め、対応機関職員等への閲覧の実施
- イ ホームページによる情報の発信、紀要及び研究報告書の掲載・送付
- ウ 研修映像記録（DVD）の編集・貸出しの実施
- エ Webトレーニングの開設等

(3) 専門相談

援助機関職員等現場で抱える処遇・援助に関する法的問題等への相談や必要とされる子ども虐待に関する情報提供に関する相談等に対応する

(4) 研究活動

- ア 子ども虐待に関する文献研究の継続実施
- イ センター研修の分析
- ウ 「児童相談所における弁護士の役割と位置づけに関する研究」を始めとする課題研究の実施

(5) その他

子ども虐待問題に關係した地域研修会へ講師としての職員派遣や地域の関係機関の研修会に虹センター研修室の利用対応

川崎こども心理ケアセンター かなで
平成 29 年度事業計画 ・ 予算計画 の概要

1. 重点項目

1) 平成 29 年度から開く高校生ユニット、児童ユニットの運営

4月より高校生ユニット、児童ユニットを開く。共に新しい支援の形になるため、体制を模索していく。また、前例のない児童心理治療施設の児童ユニットに関しては、大学教授や他の施設の意見を取り入れながらよりよい支援を探っていく。

2) 職員の採用

夜勤の回数など職員の負担を考えるとまだ職員が不足しているので、採用を進めていく。児童ユニットの運営に合わせ非常勤職員の採用なども進めていく。

3) 職員養成

新卒の職員などほとんどの職員が児童心理治療施設の職員としての経験がない。職員養成と専門性の向上が不可欠である。そのための研修体制などを模索していく。県立施設が 4 月に開設されるので、県内 3 施設合同の研修会なども進めたい。

4) 子どもの権利擁護

権利擁護について、職員全体で検討する研修を行うなど、個々の職員がしっかりととした権利擁護の意識を持てるようにしていく。引き続き第三者委員を 2 名の先生にお願いし、子どもたちの話しを聞いていただけるようにする。

5) 感染症の予防

食の安全衛生面の強化、感染症の予防にも努める。

6) 市内の社会的養護施設等の心理支援センター的役割

平成 28 年 6 月に診療所を開設した。川崎市内の児童養護施設の子どもたちの通所部門の利用や診療所への受診など地域への貢献を行い、心理支援センター的な役割が担えるようになっていきたい。

7) 第三者評価の受審

開設 3 年目に当たる年度であるので、第三者評価を受ける。実績のある評価機関にお願いする予定である。

2. 予算計画

平成 29 年度は暫定定員となるが、入所は 40 名、通所は 10 名まで入れることができる。年度中の平均在籍児童数で措置費が下りてくるので、なるべく多くの子どもを入れていきたい。

平成 29 年度は暫定定員のため措置費収入が減るが、川崎市的人件費の補助金があるため、人件費に関しては収支のバランスは取れる。人件費以外の事務費分の収入が減るので、これまでの余剰金を引き当てながら節約に努めていきたい。